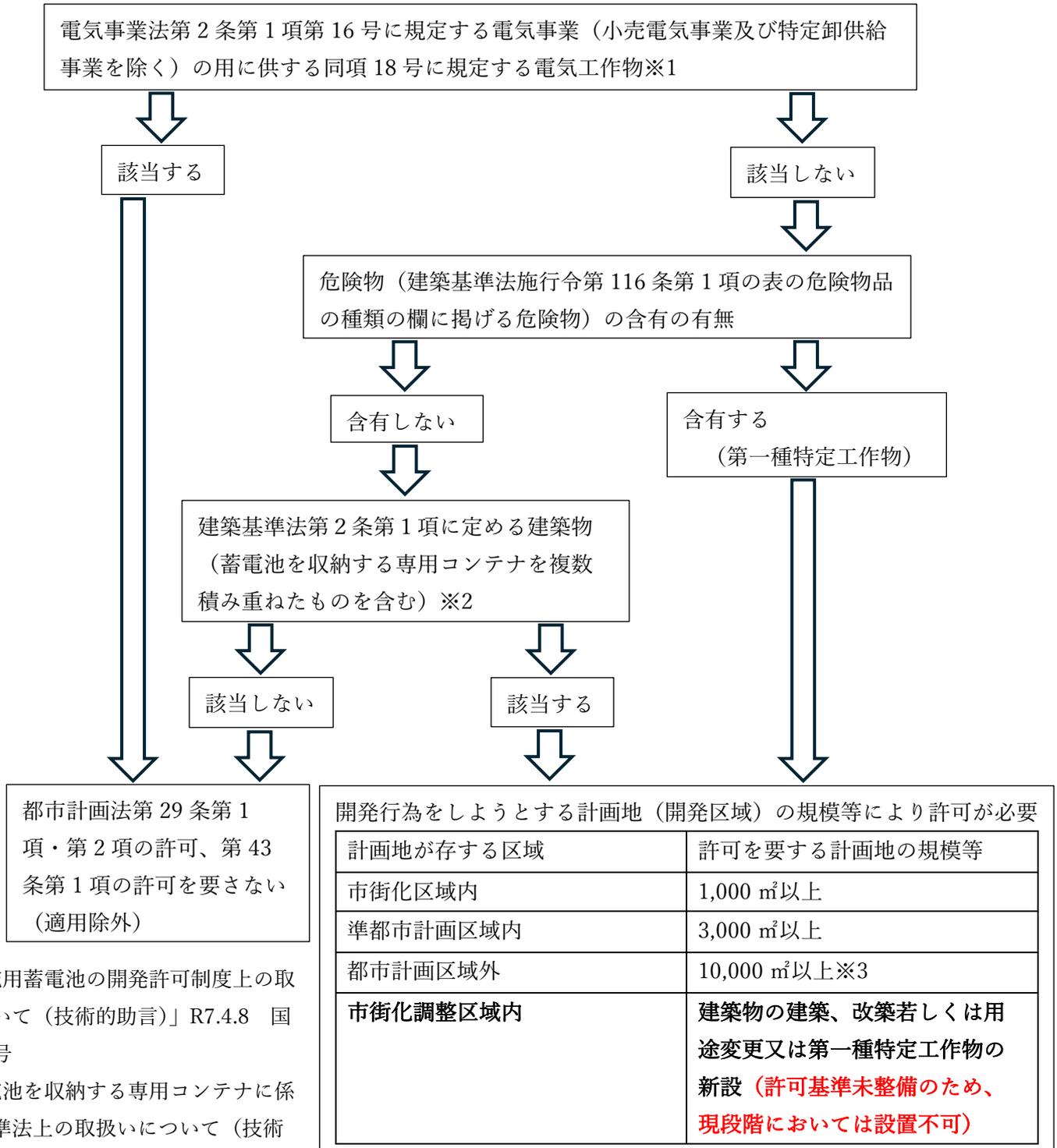


## 大分市「開発許可制度」における系統用蓄電池の取扱いについて

建築物又は第一種特定工作物に該当する系統用蓄電池の設置を目的とした一定規模以上の開発行為を行う場合は、都市計画法に基づく開発許可等が必要となります。

下記フローをご確認の上、開発許可等が必要と思われる場合は、開発指導室までご相談ください。



※1 「系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）」R7.4.8 国都計第7号

※2 「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」H25.3.29 国住指第4846号

※3 計画地の規模が3,000 m<sup>2</sup>以上の場合、「開発確認」の手続きが必要になります

※建築基準法、電気事業法等の関係法令については事業者において確認してください